

# 平城宮跡歴史公園スマートチャレンジコンソーシアム 規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

コンソーシアムは、「平城宮跡歴史公園スマートチャレンジコンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

## 第2章 目的及び取組

### 第2条 目的

近年、AIやIoT、ICT、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術の開発が著しく進むなか、まちづくり分野においても都市が抱える課題解決へつながる可能性が期待されている。このような潮流の中、全国の国営公園においても、公園施設や利用者サービス経年劣化や非効率化にともなう公園の魅力・サービスの低下に対して、新たな技術を活用することで抜本的な対策が求められている。

平城宮跡歴史公園スマートチャレンジコンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）では、奈良県奈良市に位置する平城宮跡歴史公園（国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域）（以下、「平城宮跡歴史公園」という。）において、産学官連携のもと、民間事業者の有する新技術（AIやIoT、ICT等）を用いた社会実験を実施し、公園サービスとしての実用化を目指すとともに、コンソーシアムを通じて、奈良のまちづくりにおけるスマートシティ実現に向けて、新技術の水平展開を促進していくことを目的とする。

### 第3条 取組

コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、以下の取組を実施するものとする。

- (1) 平城宮跡歴史公園が提供する公園サービスに対する社会的ニーズの収集・分析
- (2) 革新的な公園サービスの創出及び実用化のための社会実験の計画、実施
- (3) 社会実験等でのユーザーデータの収集、分析
- (4) コンソーシアムの取組に関する広報・PR
- (5) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な取組

## 第3章 会員

### 第4条 構成

コンソーシアムは、別表1の会員で構成する。

- 2 会員のうち、民間事業者については、第6条に基づき選定された者が参画する。
- 3 会員のうち、有識者、関係自治体、公園関係機関の者については、第6条に基づき選定された者の構成員になることはできない。
- 4 会員の追加・変更は、コンソーシアムの承認を得るものとする。
- 5 会員は、暴力団その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。もし、該当することが判明した場合は除名とする。

## 第5条 会長

コンソーシアムの会長は、前条の会員のうち有識者の中から、コンソーシアムの互選により決定する。

- 2 会長は、コンソーシアムの会務を総括する。
- 3 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する会員が、その職務を代理する。

## 第6条 選定

第4条にある民間事業者の会員については、別途、国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所が実施する公募に対して応募した者のうち、別途設置する評価選定委員会により選定を行う。

## 第7条 会員の任期

会員の任期は、選定されてから1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、新たに会員が選定されるまでは、会員として第3条および第11条に記載の職務を実施する。

## 第4章 情報の取り扱い

### 第8条 情報の取り扱い

コンソーシアムで扱う情報の機密保持その他の取り扱いについては、別途定める情報管理に関する規約に従うものとする。

## 第5章 総会

### 第9条 総会の運営

総会は、会長の発議に基づいて開催する。

- 2 総会への出席は、会員が団体の場合、代表者1名を原則とする。ただし、事務局に事前に申請し、必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 会長は、必要に応じて会員以外の者を総会に出席させることができる。
- 4 総会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

### 第10条 総会の議決事項

総会では、次の各号に掲げる事項について、原則として全会一致により議決を行う。なお、議決に達しない場合は、会長が決定する。

- (1) 社会実験の実施計画の承認（変更を含む）に関すること。
- (2) コンソーシアムの取組内容の公表に関すること。
- (3) コンソーシアムの規約の改正に関すること。
- (4) コンソーシアムの解散に関すること。
- (5) その他、コンソーシアムの運営に関する重要な事項。

## 第6章 評価選定委員会

## 第11条 評価選定委員会の運営

コンソーシアムに参画する民間事業者の選定を目的とし、評価選定委員会を設置する。

- 2 評価選定委員会は、コンソーシアム会員のうち、別表2に示す委員で構成する。
- 3 評価選定委員会の委員長は、コンソーシアムの会長が兼務する。
- 4 評価選定委員会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

## 第12条 評価選定委員会の議決事項

評価選定委員会では、次の各号に掲げる事項について、原則として全会一致により議決を行う。なお、議決に達しない場合は、委員長が決定する。

- (1) 社会実験を実施する民間事業者の選定に関する事。
- (2) その他、評価選定委員会の目的を達成するために必要な取組。

## 第7章 雑則

### 第13条 事務局

事務局は、国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所調査設計課に置くものとする。

### 第14条 公開

総会および評価選定委員会は、非公開とする。ただし、社会実験から得られた成果等については、個人情報に関わる部分等を除き、コンソーシアムの取組として国土交通省のホームページ等において公表する場合がある。

### 第15条 コンソーシアム解散時の免責

第2条の目的を達成した時その他の場合において、第11条に基づき、コンソーシアムが解散した際、会員に発生する損害または、費用の負担については、いかなる責任も負わない。

### 第16条 その他

この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度、協議して定めるものとする。

### (附則)

- 1 本規約は、平成31年4月25日から施行する。
- 2 令和元年7月18日から施行する。
- 3 令和元年9月9日から施行する。

(別表1) 会員一覧

	所属	役職	氏名	備考
有識者	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門	プリンシパル	東 博暢	会長
	奈良先端科学技術大学院大学 先端科学技術研究 科 情報科学領域 サイバネティクス・リアリテ ィ工学研究室	教授	清川 清	
	同志社大学 モビリティ研究センター	センター長 教授	佐藤 健哉	
	奈良女子大学 生活環境学部 住環境学科	教授	根本 哲夫	
	京都橘大学 文学部/女性歴史文化研究所	教授 所長	増淵 徹	
関係自治 体	奈良県 まちづくり推進局 地域デザイン推進課	課長	加納 陽之助	
	奈良県 まちづくり推進局 公園緑地課	課長	市川 浩文	
	奈良県 まちづくり推進局 奈良公園室	室長	竹田 博康	
	奈良県 地域振興部 文化資源活用課	課長	酒元 健司	
	奈良県 地域振興部 文化財保存課	課長	名草 康之	
	奈良市 観光経済部	部長	梅森 義弘	
平城宮跡 歴史公園 関係機関	国土交通省 近畿地方整備局 建政部	公園調整官	中村 孝	
	国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園 事務所	事務所長	松本 浩	
	奈良県 まちづくり推進局 平城宮跡事業推進室	室長	松岡 慎司	
	飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体 平城宮 跡管理センター	室長	川原 淳	
	平城京 再生プロジェクト	マネージャー	竹垣 省吾	
	文化庁 文化財第二課	課長補佐	濱田 泰栄	
	奈良文化財研究所 都城発掘調査部	主任研究員	林 正憲	
	奈良文化財研究所 研究支援推進部	部長	城田 由二	
	奈良文化財研究所 研究支援推進部 連携推進課	課長	貴村 好隆	

民間事業者	NTTコムウェア株式会社 テレコムビジネス事業本部 営業部	担当課長	永草 孝信	
	株式会社 NTT ドコモ 法人ビジネス本部 第一法人営業部 第五営業	第一担当	末次 光	
	国際航業株式会社 公共コンサルタント事業部 西日本支社 企画グループ	担当部長	藤木 三智成	
	株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク サービス開発部	チーフプロデューサー	吉田 達也	
	凸版印刷株式会社 西日本事業本部 関西事業部 ソーシャルビジネス推進部 第一課	課長	染田 直樹	
	凸版印刷株式会社 西日本事業本部 関西ビジネスイノベーションセンター ビジネスイノベーション部	課長	兼房 博司	
	西日本電信電話株式会社 奈良支店 ビジネス営業部	部長	戸田 雅也	
	日本電気株式会社 関西支社 まちづくり推進室	エキスパート	原 雅樹	
	PerceptIn Japan 合同会社	ジェネラルマネージャー	川手 恭輔	
	ブルーイノベーション株式会社 コンサルティングサービス部 ネクストモビリティチーム	アソシエイト	津田 真弓	

(別表2) 評価選定委員会 委員一覧

	所属	役職	氏名	備考
有識者	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門	プリンシパ ル	東 博暢	委員長
	奈良先端科学技術大学院大学 先端科学 技術研究科 情報科学領域 サイバネテ イクス・リアリティ工学研究室	教授	清川 清	
	同志社大学 モビリティ研究センター	センター長 教授	佐藤 健哉	
	奈良女子大学 生活環境学部 住環境学 科	教授	根本 哲夫	
	京都橘大学 文学部／女性歴史文化研究 所	教授 所長	増渕 徹	
関係自治 体	奈良県 まちづくり推進局 地域デザ イン推進課	課長	加納 陽之助	※1 評価にまと める。
	奈良県 まちづくり推進局 公園緑地課	課長	市川 浩文	
	奈良県 まちづくり推進局 奈良公園室	室長	竹田 博康	
	奈良県 地域振興部 文化資源活用課	課長	酒元 健司	
	奈良県 地域振興部 文化財保存課	課長	名草 康之	
	奈良市 観光経済部	部長	梅森 義弘	
平城宮跡 歴史公園 関係機関	国土交通省 近畿地方整備局 建政部	公園調整官	中村 孝	
	奈良県 まちづくり推進局 平城宮跡事 業推進室	室長	松岡 慎司	
	文化庁 文化財第二課	課長補佐	濱田 泰栄	
	奈良文化財研究所 都城発掘調査部	主任研究員	林 正憲	※1 評価にまと める。
	奈良文化財研究所 研究支援推進部	部長	城田 由二	
	奈良文化財研究所 研究支援推進部 連 携推進課	課長	貴村 好隆	